



栃木県公報

平成31(2019)年
3月15日(金)
第3072号

目次

告 示

- 県道路線の廃止..... 197
- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の変更..... 197
- 予定保安林..... 198
- 生活保護法による指定介護機関の指定..... 199
- 家畜伝染病予防法第5条第1項の規定による命令..... 200
- 県営土地改良事業計画の決定..... 205
- 平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における建設工事に係る競争入札参加資格..... 205
- 平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格..... 208

公 告

- 平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等..... 209
- 平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等..... 211
- 土地区画整理組合理事の退任..... 213
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 213

公安委員会

- 栃木県警察署協議会規則の一部改正..... 213

調達等公告

- 入札公告..... 214

告 示

栃木県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
		終 点		
1100	新大平下停車場線	栃木市 新大平下停車場		
		栃木市大平町富田		

(道路保全課)

栃木県告示第114号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報（平成13年栃木県告示第547号）の一部を次のように変更したので告示する。

平成31 (2019) 年 3 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

表の地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員採用試験の項、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員（看護師）採用試験の項、歯科技工士国家試験の項及び栃木県地域限定通訳案内士試験の項を削る。

(文書学事課)

栃木県告示第115号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成31 (2019) 年 3 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市酒野谷字バビトコロ1365から1367まで、字南沢1409、1410、1595-1、字入ツンボロ1422、1425から1427まで、字出戸馬不入1437、字滝ノ沢1469、1472、1473、字叶沢1495-6、字長沢1518、1519、字小沢1529、1535、字足駄ヶ沢1551、1562、字大へラ1577、1579、1580、1581-1、1581-2、1582、1594-1

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市酒野谷字バビトコロ1365から1367まで、字南沢1409、1410、1595-1、字入ツンボロ1422、1425から1427まで、字出戸馬不入1437、字滝ノ沢1469、1472、1473、字叶沢1495-6、字長沢1518、1519、字小沢1529、1535、字足駄ヶ沢1551、1562、字大へラ1577、1579、1580、1581-1、1581-2、1582、1594-1

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第116号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成31(2019)年3月15日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成31 (2019)年 1月1日	株式会社かみや薬局	佐野市大蔵町2934番地	株式会社かみや薬局かみや調剤薬局足利南店	足利市堀込町188-1	居宅療養管理指導
平成31 (2019)年 1月1日	株式会社かみや薬局	佐野市大蔵町2934番地	株式会社かみや薬局かみや薬局高萩店	佐野市高萩町1216-1	居宅療養管理指導
平成31 (2019)年 1月1日	株式会社かみや薬局	佐野市大蔵町2934番地	株式会社かみや薬局かみや調剤薬局田沼店	佐野市栃本町1772	居宅療養管理指導
平成31 (2019)年 1月1日	株式会社かみや薬局	佐野市大蔵町2934番地	株式会社かみや薬局かみや調剤薬局葛生店	佐野市葛生東1-635-5	居宅療養管理指導
平成30 (2018)年 11月1日	川嶋 仁一	鹿沼市麻苧町1578	川嶋歯科医院	鹿沼市麻苧町1578	居宅療養管理指導
平成31 (2019)年 2月26日	特定非営利活動法人ケアサポートきぬが丘	真岡市鷲巣517	高齢者介護施設たひょう	真岡市鷲巣517	通所介護
平成30 (2018)年 10月1日	有限会社白井薬局	那須塩原市大原間394-1	ひまわり薬局阿波町店	那須塩原市阿波町99-17	居宅療養管理指導

2 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介護予防の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成31 (2019)年 1月1日	株式会社かみや薬局	佐野市大蔵町2934番地	株式会社かみや薬局かみや調剤薬局足利南店	足利市堀込町188-1	介護予防居宅療養管理指導

平成 31 (2019) 年 1月1日	株式会社かみや薬局	佐野市大蔵町2934番地	株式会社かみや薬局かみや薬局高萩店	佐野市高萩町1216-1	介護予防居宅療養管理指導
平成 31 (2019) 年 1月1日	株式会社かみや薬局	佐野市大蔵町2934番地	株式会社かみや薬局かみや調剤薬局田沼店	佐野市栃本町1772	介護予防居宅療養管理指導
平成 31 (2019) 年 1月1日	株式会社かみや薬局	佐野市大蔵町2934番地	株式会社かみや薬局かみや調剤薬局葛生店	佐野市葛生東1-635-5	介護予防居宅療養管理指導
平成 30 (2018) 年 11月1日	川嶋 仁一	鹿沼市麻苧町1578	川嶋歯科医院	鹿沼市麻苧町1578	介護予防居宅療養管理指導
平成 30 (2018) 年 10月1日	有限会社白井薬局	那須塩原市大原間394-1	ひまわり薬局阿波町店	那須塩原市阿波町99-17	介護予防居宅療養管理指導
平成 31 (2019) 年 1月28日	社会福祉法人上三川福祉会	河内郡上三川町大字上三川1636番地2	特別養護老人ホーム友愛苑	河内郡上三川町大字上三川1636番地2	介護予防短期入所生活介護

(保健福祉課)

栃木県告示第117号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し当該家畜について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成31 (2019) 年 3月15日

栃木県知事 福田 富 一

I

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病及びヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 前号の牛と同一施設内で飼育している牛
- (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

(1) ブルセラ病

- ア 急速凝集反応法
- イ 酵素免疫測定法（エライザ法）
- ウ 剖検、病理組織検査及び細菌検査（ブルセラ病の疑似患畜について行う。）
- エ 疫学的検査
- オ 臨床検査
- カ その他必要な検査

(2) 結核病

- ア ツベルクリン検査（皮内注射法）
- イ 剖検、病理組織検査並びに細菌検査又は組織検体の遺伝子検査（結核病の疑似患畜について行う。）
- ウ 疫学的検査
- エ 臨床検査
- オ その他必要な検査

(3) ヨーネ病

- ア 予備的抗体検出法（スクリーニング法）
- イ 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- ウ 疫学的検査
- エ 臨床検査
- オ その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域		期 間
日 光 市	塩野室町、小林、中宮祠	平成31（2019）年4月1日 から 平成32（2020）年3月31日 まで
真 岡 市	沖、下籠谷（396、443に限る。）、京泉、上大沼、飯貝、堀内	
茂 木 町	河又、坂井、小深、上菅又	
さ くら 市	柿木澤	
塩 谷 町	上寺島	
高 根 沢 町	平田	
足 利 市	寺岡町、福富町	
小 山 市	立木、乙女、東野田	
下 野 市	三王山、上吉田、仁良川、下坪山	
大 田 原 市	中野内	
那須塩原市	野間、鍋掛、寺子、関谷（1509-4を除く。）、遅野沢（790に限る。）、埼玉、下厚崎、中内、塩野崎、笹沼、上中野、北弥六、沓掛、上大塚新田、下中野	
那須烏山市	野上、向田、志鳥、上川井	
那 須 町	高久丙（1796に限る。）	
那珂川町	健武（2772を除く。）	

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

II

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病及びヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

(1) ブルセラ病

- ア 急速凝集反応法
- イ 酵素免疫測定法（エライザ法）
- ウ 剖検、病理組織検査及び細菌検査（ブルセラ病の疑似患畜について行う。）
- エ 疫学的検査
- オ 臨床検査
- カ その他必要な検査

(2) 結核病

- ア ツベルクリン検査 (皮内注射法)
- イ 剖検、病理組織検査並びに細菌検査又は組織検体の遺伝子検査 (結核病の疑似患畜について行う。)
- ウ 疫学的検査
- エ 臨床検査
- オ その他必要な検査

(3) ヨーネ病

- ア 予備的抗体検出法 (スクリーニング法)
- イ 遺伝子検査 (リアルタイムPCR検査)
- ウ 疫学的検査
- エ 臨床検査
- オ その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成31 (2019) 年 4 月 1 日から 平成32 (2020) 年 3 月 31 日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

Ⅲ

1 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

- (1) 予備的抗体検出法 (スクリーニング法)
- (2) 遺伝子検査 (リアルタイムPCR検査)
- (3) 疫学的検査
- (4) 臨床検査
- (5) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域		期 間
鹿 沼 市	上大久保	平成31 (2019) 年 4 月 1 日 から 平成32 (2020) 年 3 月 31 日 まで
日 光 市	塩野室町、小林、沢又、上栗山	
真 岡 市	下籠谷 (4708に限る。)	
茂 木 町	所草、上菅又	
さくら市	柿木澤、狭間田、氏家、氏家新田、長久保、馬場	
塩 谷 町	上寺島	
足 利 市	福富町、下洪垂町	
栃 木 市	大平町下高島	
小 山 市	高椅	
下 野 市	三王山、薬師寺、緑	
大田原市	全域 (須賀川2168-1を除く。)	

那 須 町	高久丙（1796、2070-678に限る。）、大島（1152、1977-1に限る。）
-------	--

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

IV

1 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 放牧場に放牧予定の乳用牛
- (2) 放牧場で飼育されている乳用牛
- (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

- (1) 予備的抗体検出法（スクリーニング法）
- (2) ヨーニン検査
- (3) 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- (4) 疫学的検査
- (5) 臨床検査
- (6) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成31（2019）年4月1日から 平成32（2020）年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

V

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛であつて、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

酵素免疫測定法（エライザ法）

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成31（2019）年4月1日から 平成32（2020）年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VI

1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予察のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛

3 検査の方法

- (1) 血清学的検査 (中和試験)
- (2) 疫学的検査
- (3) 臨床検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	原則として、平成31 (2019) 年 6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VII

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予察のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 対象となる家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
- (2) 範囲
県内において、前号の家畜を合わせて100羽以上又はだちょうを10羽以上飼養している農場のうち、家畜保健衛生所長が選定した農場

3 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) 酵素免疫測定法 (エライザ法)
- (3) 血清学的検査 (寒天ゲル内沈降反応)
- (4) ウイルス分離検査
- (5) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成31 (2019) 年 4月1日から 平成32 (2020) 年 3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VIII

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症 (サルモネラ・エンテリカ (血清型がガリナルムであるものであって、生物型がプローラムに限る。)) 発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

養鶏振興法 (昭和35年法律第49号) 第2条第3項の規定による種鶏業者が飼育している鶏

3 検査の方法

- (1) 急速凝集反応法
- (2) 疫学的検査
- (3) 臨床検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成31 (2019) 年 4月1日から 平成32 (2020) 年 3月31日まで

- 5 その他
 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

IX

- 1 実施の目的
 腐蛆病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 実施区域内に飼育されている蜜蜂であって、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂
- 3 検査の方法
- (1) 肉眼的検査
- (2) 脱脂粉乳による試験
- (3) 細菌学的検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成31（2019）年5月1日から 同年11月30日まで

- 5 その他
 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

（畜産振興課）

栃木県告示第118号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成31（2019）年3月15日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	審 査 請 求 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営江戸川温水ため池地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成31（2019）年3月18日から同年4月15日まで	平成31（2019）年5月7日	那須農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第119号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度に県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）を定めたので、自治令第167条の5第2項（自治令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年3月15日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 県が発注する建設工事
 県が発注する建設工事は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事とする。

2 競争入札参加資格

一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項及び5の技術評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとし、このうち別表に掲げる建設工事の種類については、請負対象額と対応させた等級に格付を行うこととする。ただし、特例政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札参加資格については、一般競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(8)までのいずれかに掲げる者であること。

- (1) 自治令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 自治令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
- (3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者
- (4) 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者
- (5) 次のアからウまでに定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (6) 法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）第1の第1号の2に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）が平成31（2019）年度における競争入札参加資格の審査の申請の日の1年7月前の日の属する事業年度の直後の事業年度終了の日以降にある経営事項審査（告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。以下同じ。）を受けていない者又は経営事項審査を受けている者で法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (7) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者
 - ア 平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者
 - イ アの申請に際し送信する工事経歴書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者
 - ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (8) 法第3条の規定による許可を受けていない者

4 経営事項審査評価事項

審査基準日における経営事項審査の項目

5 技術評価事項

- (1) 平成30（2018）年10月1日の前日までの3年間において県が発注し、完成した建設工事の工事種別ごとの工事実績
- (2) 栃木県優良建設工事表彰要綱（平成15（2003）年3月26日付け監第287号土木部長通知）に基づく平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までにおける優良建設工事表彰受賞歴
- (3) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21（2009）年3月26日付け監第299号県土整備部長通知）に基づく平成30（2018）年10月1日の前日までの2年間における指名停止及び指名停止に至らない事由に関する措置の状況
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同法第69条に規定する精神障害者の雇用に関する状況
- (5) 更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者の雇用実績及び管轄保護観察所における協力雇用主登録の有無

- (6) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無
- (7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第9条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無
- (8) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による基準に適合する事業主である旨の認定の有無
- (9) 関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく災害時の基礎的事業継続力認定の有無
- (10) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項に規定する消防団への従業員の加入・活動状況
- (11) 労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの加入の有無

6 その他

- (1) 平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成30年栃木県告示第565号）に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。
- (2) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

別表

1 土木一式工事

等級	請負対象額
S A	5,000万円以上
A	3,000万円以上 1億円未満
B	1,000万円以上 3,000万円未満
C	1,000万円未満

2 建築一式工事

等級	請負対象額
S A	5,000万円以上
A	3,000万円以上 2億円未満
B	1,000万円以上 3,000万円未満
C	1,000万円未満

3 電気工事、管工事及び解体工事

等級	請負対象額
A	2,000万円以上
B	500万円以上 2,000万円未満
C	500万円未満

4 ほ装工事

等級	請負対象額
A	1,500万円以上

B	500万円以上	1,500万円未満
C		500万円未満

5 造園工事

等 級	請 負 対 象 額
A	1,000万円以上
B	1,000万円未満

6 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事

等 級	請 負 対 象 額
A	500万円以上
B	500万円未満

栃木県告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度に県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を定めたので、政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年3月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 県が発注する測量・建設コンサルタント等業務

県が発注する測量・建設コンサルタント等業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 測量業務

一般測量、地図の調製、航空測量

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

意匠、構造、電気、機械

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園その他の土木関係建設コンサルタント業務

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

土地評価、物件・権利調査、事業関連調査、登記手続等

(6) その他の業務

河川敷等の草刈り業務、側溝清掃業務その他(1)から(5)までに含まれない業務

2 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、これを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(7)までのいずれかに掲げる者であること。

(1) 政令第167条の4第1項に該当する者

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者

(3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者

- (4) 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者
- (5) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者
- ア 平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者
- イ アの申請に際し送信する測量等実績調書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者
- ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- (7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 4 その他
- 平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成30年栃木県告示第566号）に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

（監理課）

公 告

○平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成31年栃木県告示第119号。以下「告示」という。）1の県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第150条第2項（同規則第159条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告する。

平成31（2019）年3月15日

栃木県知事 福田 富一

1 受付期間

平成31（2019）年4月1日から随時受付を行う。

2 申請方法

(1) 電子申請

一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う申請（以下「電子申請」という。）によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 ☎028-623-2390）に郵送により提出すること。ただし、アに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものについては、郵送により提出することを要せず、また、ウに掲げる書類で健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（告示3の(5)の届出をしていることをいう。以下同じ。）又はそれらに加入する義務がないこと（告示3の(5)の届出の義務がないことをいう。以下同じ。）を確認できる場合については、イに掲げる書類を提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県建設工事競争入札参加資格申請提出書類

在中」と明記すること。

ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）（以下「県税納税証明書」という。）並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2）又は（その3の3）

また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書（その3の3）及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書（その3の2）及び県税納税証明書（県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。）

イ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること又はそれらに加入する義務がないことを確認できる書類の写し

ウ 告示3の(6)の審査基準日が平成31(2019)年度における競争入札参加資格の審査の申請の日の1年7月前の日の属する事業年度の直後の事業年度終了の日以降にある建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知の写し

エ 申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者（告示5の(4)の身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）を1人以上、かつ、同条第1項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）様式第6号から様式第6号の4までのいずれか）の控えの写し

また、申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外の者であって、障害者を1人以上雇用しているときは、障害者の雇用を証する書類

オ 申請者が更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者を2年以内に3ヶ月以上継続して雇用した実績を有するときは、雇用実績を証する書類

また、管轄保護観察所に協力雇用主登録をしている者であるときは、登録していることを証する書類

カ 申請者が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）第1条及び第2条関係）の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

キ 申請者が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号）第1条及び第5条関係）の控えの写し

また、申請者が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第11条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

ク 申請者が青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による基準に適合する事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第17条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合事業主認定通知書の写し

ケ 申請者が申請の日において関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく認定を関東地方整備局長から受けているときは、認定証の写し

コ 申請者が従業員のうち2名以上が消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項に規定する消防団に加入・活動している者であるときは、従業員の雇用及び消防団の加入等を証する書類、又は栃木県消防団協力事業所表示制度に基づき交付した表示証の写し

サ 申請者が労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの会員であるときは、当該会員であることを証する書類

シ 申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、入札、契約締結等の権限を年間を通して委任する者を置くときには、営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第1号別紙2(1)又は別紙2(2)）又は変更届出書第2面（同規則様式第22号の2第2面）の写し、及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（同規則様式第11号）の写し

(3) 電子申請に用いる言語等

電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

(4) 特定調達契約

告示2ただし書に規定する一般競争入札参加資格のみの審査を申請しようとする者は、その旨を記載した書類を併せて提出すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

(1) (2)以外の者

ア 平成31（2019）年4月1日から同月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成31（2019）年6月1日から平成33（2021）年3月31日まで

イ 平成31（2019）年5月1日から同年6月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成31（2019）年8月1日から平成33（2021）年3月31日まで

ウ 平成31（2019）年7月1日から同年9月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成31（2019）年11月1日から平成33（2021）年3月31日まで

エ 平成31（2019）年10月1日から同年12月31日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成32（2020）年2月1日から平成33（2021）年3月31日まで

オ 平成32（2020）年1月1日から同年3月31日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成32（2020）年5月1日から平成33（2021）年3月31日まで

(2) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格のみの審査の申請をし、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた者 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた日の翌日から平成33（2021）年3月31日まで

5 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の審査の受付期間等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

(2) 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 ☎028-623-2390）

○平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加

資格（平成31年栃木県告示第120号）1の県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第150条第2項（同規則第159条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告する。

平成31 (2019) 年 3月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 受付期間

平成31 (2019) 年 4月 1日から随時受付を行う。

2 申請方法

(1) 電子申請

競争入札参加資格の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う申請（以下「電子申請」という。）によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 ☎028-623-2390）に郵送により提出すること。ただし、アに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものであるものについては、郵送により提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）（以下「県税納税証明書」という。）並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2）又は（その3の3）

また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書（その3の3）及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書（その3の2）及び県税納税証明書（県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。）

イ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書又はその写し

ウ 申請者が法人であるときは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書

エ 申請者が法人であるときは、申請をする日の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人であるときは同日の直前1年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

〔注〕申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、ア及びイに掲げる書類、ウ及びエに掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。

(3) 電子申請に用いる言語等

ア 電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

イ 電子申請に際し入力される金額、電子申請に際し送信する測量等実績調書等に記録される金額及び提出書類に記載される金額については、外国貨幣額にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を入力し、記録し、又は記載すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

(1) (2)以外の者

- ア 平成31（2019）年4月1日から同月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成31（2019）年6月1日から平成33（2021）年3月31日まで
- イ 平成31（2019）年5月1日から同年6月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成31（2019）年8月1日から平成33（2021）年3月31日まで
- ウ 平成31（2019）年7月1日から同年9月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成31（2019）年11月1日から平成33（2021）年3月31日まで
- エ 平成31（2019）年10月1日から同年12月31日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成32（2020）年2月1日から平成33（2021）年3月31日まで
- オ 平成32（2020）年1月1日から同年3月31日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成32（2020）年5月1日から平成33（2021）年3月31日まで
- (2) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格のみの審査の申請をし、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた者 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた日の翌日から平成33（2021）年3月31日まで

5 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 ☎028-623-2390）

（監理課）

○土地区画整理組合理事の退任

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について退任した旨の届出があつたので、同条第2項の規定により公告する。

平成31（2019）年3月15日

栃木県知事 福田 富一

土地区画整理組合名	氏名	住所	届出年月日
真岡市長田土地区画整理組合	藤原 道明	真岡市長田二丁目1番地9	平成31（2019）年2月22日

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成31（2019）年3月5日に変更した、宇都宮都市計画道路（7・7・101号大谷スマートインターチェンジ側道1号線ほか5路線）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成31（2019）年3月15日

栃木県知事 福田 富一

（都市計画課）

公安委員会

栃木県公安委員会規則第三号

栃木県警察署協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

栃木県公安委員会委員長 白井 佳子

栃木県警察署協議会規則の一部を改正する規則

栃木県警察署協議会規則（平成十三年栃木県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
宇都宮中央警察署協議会	<u>11人以上15人以内</u>	宇都宮中央警察署協議会	<u>15人</u>
宇都宮東警察署協議会	<u>11人以上15人以内</u>	宇都宮東警察署協議会	<u>15人</u>
宇都宮南警察署協議会	<u>11人以上15人以内</u>	宇都宮南警察署協議会	<u>15人</u>
栃木警察署協議会	<u>11人以上15人以内</u>	栃木警察署協議会	<u>15人</u>
足利警察署協議会	<u>11人以上15人以内</u>	足利警察署協議会	<u>15人</u>
佐野警察署協議会	<u>6人以上10人以内</u>	佐野警察署協議会	<u>10人</u>
鹿沼警察署協議会	<u>6人以上10人以内</u>	鹿沼警察署協議会	<u>10人</u>
真岡警察署協議会	<u>6人以上10人以内</u>	真岡警察署協議会	<u>10人</u>
小山警察署協議会	<u>11人以上15人以内</u>	小山警察署協議会	<u>15人</u>
大田原警察署協議会	<u>6人以上10人以内</u>	大田原警察署協議会	<u>10人</u>
日光警察署協議会	<u>6人以上10人以内</u>	日光警察署協議会	<u>10人</u>
今市警察署協議会	<u>6人以上10人以内</u>	今市警察署協議会	<u>10人</u>
矢板警察署協議会	<u>6人以上10人以内</u>	矢板警察署協議会	<u>10人</u>
那須塩原警察署協議会	<u>11人以上15人以内</u>	那須塩原警察署協議会	<u>15人</u>
下野警察署協議会	<u>6人以上10人以内</u>	下野警察署協議会	<u>10人</u>
さくら警察署協議会	<u>6人以上10人以内</u>	さくら警察署協議会	<u>10人</u>
略		略	

註 記

この規則は、平成三十一年三月十五日から施行する。

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31 (2019) 年 3月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 平成31 (2019) 年度県議会広報紙「県議会とちぎ」制作業務委託
- (2) 業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成32 (2020) 年 3月31日まで
- (4) 履行(納入)場所 栃木県議会議事堂(宇都宮市埜田1丁目1番20号)及び県議会事務局が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者である

こと。

- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、印刷物類の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成31（2019）年3月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県議会事務局政策調査課 電話028-623-3772
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成31（2019）年3月26日（火）午前11時 栃木県議会議事堂4階 第5委員会室
- (3) その他 入札説明書は、平成31（2019）年3月15日から同月25日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
 - ア 最低制限価格の有無 無
 - イ 詳細は、入札説明書による。

（議会事務局政策調査課）